

## 社会福祉法人 美瑛慈光会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年8月20日～令和2年3月31日まで
2. 内容

目標1：令和2年3月までに、子育てをしている職員が子の学校行事に参加するために利用できる休暇制度を導入する。

### <対策>

- 令和1年9月～ 職員への聞き取り
- 令和1年9月～ 聞き取り内容をもとに検討
- 令和1年10月～ 制度の導入、職員全体会議などによる社員への周知

目標2：男性の子の看護休暇を取得しやすい職場環境を整備する。  
令和2年3月までに、男性の子の看護休暇取得者を1人以上とする。

### <対策>

- 令和1年9月～ 職員への聞き取り
- 令和1年9月～ 聞き取り内容及び看護休暇の有給扱い等を検討
- 令和1年10月～ 制度の導入、職員全体会議などによる社員への周知